

平成18年度POPsモニタリング調査の結果について

—環境省—



環境省は「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(以下、POPs 条約)に基づき実施した残留性有機汚染物質(以下、POPs)モニタリング調査の平成18年度分の結果をまとめ、平成20年2月15日に公表しました。

この調査は、条約対象12物質群のうちPCB類、ヘキサクロロベンゼン、DDT類等の10物質群及びヘキサクロロシクロヘキサンを調査対象とし、全国174地点(水質、底質、大気、生物)で実施しました。その結果、平成14~17年度同様、全調査地点の8割を超える地点・試料でPOPsが検出され、その濃度レベルは総じて横ばい又は低減傾向にあると報告されています。

一方、幾つかの地点においては一過性のものと考えられるものの、相対的に高濃度を示す事例も観察されたことや昨年度同様、国内で使用記録がないマイレックスが底質中・大気中及び生物中で一部検出されたことなどから、POPsの長距離移動も視野に入れた継続的な監視が今後求められるとしています。

当社では、PCB類を始めPOPs条約対象物質の分析も行っております。お気軽にご相談下さい。

資料 2008年2月15日付 環境省報道発表資料
2008年2月15日付 EIC ネット

クロマト分析箇所 会田祐司